

議案第109号

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例の制定について

平成23年9月5日提出

大津市長 目片 信

大津市役所支所設置条例の一部を改正する条例

大津市役所支所設置条例（昭和24年条例第45号）の一部を次のように改正する。

別表伊香立支所の項中「伊香立向在地町」を「山百合の丘、伊香立向在地町」に改め、同表田上支所の項中「大津市里三丁目9番1号」を「大津市里五丁目8番5号」に改める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、別表伊香立支所の項の改正規定は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定に基づく大津湖南都市計画事業伊香立緑の里土地区画整理事業に係る同法第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から施行する。

議案第 110 号

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 23 年 9 月 5 日提出

大津市長 目 片 信

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市立公民館の設置及び管理に関する条例（昭和 42 年条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項の表大津市立田上公民館の項中「大津市里三丁目 9 番 1 号」を「大津市里五丁目 8 番 5 号」に改める。

別表中第 30 号を削り、第 31 号を第 30 号とし、第 32 号から第 37 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

議案第 1 1 1 号

大津市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

平成 2 3 年 9 月 5 日 提出

大 津 市 長 目 片 信

大津市市税条例等の一部を改正する条例

第 1 条 大津市市税条例（昭和 3 4 年条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 3 1 条第 1 項中「3 0, 0 0 0 円」を「1 0 0, 0 0 0 円」に改める。

第 3 9 条の 7 を次のように改める。

（寄附金税額控除）

第 3 9 条の 7 所得割の納税義務者が、前年中に法第 3 1 4 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は次に掲げる寄附金若しくは金銭を支出した場合には、法第 3 1 4 条の 7 第 1 項に規定するところにより控除すべき金額（当該納税義務者が前年中に同項第 1 号に掲げる寄附金を支出した場合にあっては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。）をその者の第 3 9 条の 3 及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。

(1) 次に掲げる寄附金又は金銭のうち、別に定めるもの

ア 所得税法第 7 8 条第 2 項第 2 号の規定に基づき財務大臣が指定した寄附金

イ 所得税法施行令（昭和 4 0 年政令第 9 6 号）第 2 1 7 条第 1 号に規定する独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

ウ 所得税法施行令第 2 1 7 条第 1 号の 2 に規定する地方独立行政法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。）

エ 所得税法施行令第 2 1 7 条第 2 号に規定する法人に対する寄附金（法第 3 1 4 条の 7

第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

オ 所得税法施行令第217条第3号に規定する公益社団法人及び公益財団法人（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

カ 所得税法施行令第217条第4号に規定する学校法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

キ 所得税法施行令第217条第5号に規定する社会福祉法人に対する寄附金（法第314条の7第1項第2号に掲げるものを除く。当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ク 所得税法施行令第217条第6号に規定する更生保護法人に対する寄附金（当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限る。)

ケ 所得税法第78条第3項に規定する特定公益信託の信託財産とするために支出した金銭

コ 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の2第2項に規定する特定非営利活動に関する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるもの及び次号に掲げる寄附金を除く。)

(2) 別に定める特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人をいう。）に対する当該特定非営利活動法人の行う同条第1項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その寄附をした者に特別の利益が及ぶと認められるものを除く。)

2 前項の特例控除額は、法第314条の7第2項に定めるところにより計算した額とする。

第40条の3第1項中「第39条の7」を「第39条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金（特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人に対するものを除く。第5項において同じ。）に係る部分を除く。）及び第2項」に改め、同条第7項を同条第8項とし、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項の次に次の1項を加える。

5 第28条第1項第1号の者は、第39条の7第1項（同項第2号に掲げる寄附金に係る部

分に限る。)の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合においては、3月15日までに、施行規則第5号の5の3様式による申告書を、市長に提出しなければならない。

第40条の4第2項中「各号に掲げる」を「に規定する」に改める。

第40条の5第1項中「納税義務者のうち」を「納税義務者が」に、「および」を「及び」に、「または同条第6項もしくは第7項」を「又は同条第7項若しくは第8項」に、「30,000円」を「100,000円」に改める。

第56条の10第1項、第68条第1項、第79条第1項及び第94条第1項中「30,000円」を「100,000円」に改める。

第110条の次に次の1条を加える。

(たばこ税に係る不申告に関する過料)

第110条の2 たばこ税の申告納税者が正当な事由がなく第108条第1項又は第2項の規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、これを発する日から10日以内とする。

第115条の次に次の1条を加える。

(鉱産税に係る不申告に関する過料)

第115条の2 鉱産税の納税者が正当な事由がなく前条の規定による申告書を同条に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、これを発する日から10日以内とする。

第117条第1項及び第142条第1項中「30,000円」を「100,000円」に改める。

第148条の2を第148条の3とし、第148条の次に次の1条を加える。

(特別土地保有税に係る不申告に関する過料)

第148条の2 特別土地保有税の納税義務者が正当な事由がなく前条第1項の規定によ

る申告書を同項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、これを発する日から10日以内とする。

第159条の4第1項中「30,000円」を「100,000円」に改める。

第159条の10第3項中「行う法人」の次に「(法第701条の34第1項の規定により市が事業所税を課することができない者を除く。)」を加え、同条の次に次の1条を加える。

(事業所税に係る不申告に関する過料)

第159条の10の2 事業所税の納税義務者が正当な事由がなくて前条第1項又は第3項の規定による申告書をこれらの項に規定する申告書の提出期限までに提出しなかった場合においては、その者に対し、100,000円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、これを発する日から10日以内とする。

第159条の12の見出し中「事業所税」の次に「の賦課徴収」を加え、同条第1項中「30,000円」を「100,000円」に改める。

附則第7条の4を次のように改める。

(寄附金税額控除における特例控除額の特例)

第7条の4 第39条の7の規定の適用を受ける市民税の所得割の納税義務者が、法第314条の7第2項第2号若しくは第3号に掲げる場合に該当する場合又は第39条の3第2項に規定する課税総所得金額、課税退職所得金額及び課税山林所得金額を有しない場合であつて、当該納税義務者の前年中の所得について、附則第16条の3第1項、附則第16条の4第1項、附則第17条第1項、附則第18条第1項、附則第18条の2第1項又は附則第18条の4第1項の規定の適用を受けるときは、第39条の7第2項に規定する特例控除額は、同項の規定にかかわらず、法附則第5条の5第2項に定めるところにより計算した金額とする。

附則第8条第1項中「平成24年度」を「平成27年度」に、「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛がすべて同項に規定する免税対象飼育牛(次項において「免

税対象飼育牛」という。)である場合(その売却した肉用牛の頭数の合計が2,000頭以内である場合に限る。)を「法附則第6条第4項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に改め、「(前年の第38条第1項に規定する総所得金額に係る市民税の所得割の額から、当該事業所得がないものとして計算した場合における同項の総所得金額に係る市民税の所得割の額を控除した額とする。)」を削り、同条第2項中「所得割の納税義務者が前年中に租税特別措置法第25条第1項各号に掲げる売却の方法により当該各号に定める肉用牛を売却し、かつ、その売却した肉用牛のうちに免税対象飼育牛に該当しないもの又は免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が2,000頭を超える場合の当該超える部分の免税対象飼育牛が含まれている場合(その売却した肉用牛がすべて免税対象飼育牛に該当しないものである場合を含む。)」を「法附則第6条第5項に規定する場合」に、「その肉用牛」を「肉用牛」に、「同法」を「租税特別措置法」に、「次に掲げる金額」を「法附則第6条第5項各号に掲げる金額」に改め、同項各号を削る。

附則第10条第1項中「第56条第10項」の次に「若しくは第13項」を加え、同条第2項中「第56条第11項」の次に「若しくは第14項」を加える。

附則第10条の2第4項中「第31条の規定による認定」を「第7条第1項の登録」に改める。

附則第16条の3第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第39条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の3第1項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額」と、同項前段」を「第39条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第16条の4第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第39条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第16条の4第1項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、同項前段」を「第39条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第17条第3項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第39条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林

所得金額並びに附則第17条第1項に規定する長期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「第39条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第18条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第39条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条第1項に規定する短期譲渡所得の金額」と、同項前段」を「第39条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第18条の2第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第39条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額」と、同項前段」を「第39条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の2第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第18条の4第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第39条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の4第1項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、同項前段」を「第39条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の4第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第18条の6第2項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第39条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の6第1項に規定する条約適用利子等の額」と、同項前段」を「第39条の7第1項前段」に改め、「、同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の6第1項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削り、同条第5項第2号中「、附則第7条の3の2第1項及び附則第7条の4」を「及び附則第7条の3の2第1項」に、「第39条の7第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに附則第18条の6第3項に規定する条約適用配当等の額」と、同項前段」

を「第39条の7第1項前段」に改め、「同条第2項及び附則第7条の4中「所得割の額」とあるのは「所得割の額並びに附則第18条の6第3項の規定による市民税の所得割の額の合計額」と」を削る。

附則第21条第1項中「第56条第10項」の次に「若しくは第13項」を加え、同条第2項中「第56条第11項」の次に「又は第14項」を加える。

附則第21条の2中「又は第11項」を「第11項、第13項又は第14項」に、「次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第24条第11項各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類を添付して」を「次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める事項を記載した申告書を」に改め、同条各号を次のように改める。

(1) 法附則第56条第10項又は第13項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項

ア 納税義務者の住所及び氏名又は名称

イ 法附則第56条第10項又は第13項の規定の適用を受けようとする土地（以下この号において「特例適用土地」という。）の所在、地目及び地積

ウ 特例適用土地を取得した年月日

エ 法附則第56条第10項に規定する被災住宅用地又は同条第13項に規定する対象区域内住宅用地の所在、地目及び地積

(2) 法附則第56条第11項又は第14項の規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項

ア 納税義務者の住所及び氏名又は名称

イ 法附則第56条第11項又は第14項の規定の適用を受けようとする家屋（以下この号において「特例適用家屋」という。）の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

ウ 特例適用家屋を取得した年月日

エ 法附則第56条第11項に規定する滅失し、若しくは損壊した家屋又は同条第14項に規定する対象区域内家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積

附則第21条の2に次の1項を加える。

2 前項の申告書には、施行規則附則第24条第12項各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

第2条 大津市市税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第3項中「新条例第39条の7」を「大津市市税条例等の一部を改正する条例（平成23年条例第 号）による改正後の大津市市税条例第39条の7」に、「同条第1項第3号」を「同条第1項第1号コ」に、「第41条の18の3」を「特定非営利活動に関する寄附金」に、「第41条の18の3並びに」を「特定非営利活動に関する寄附金及び」に改め、「第41条の18の2第1項」の次に「に規定する特定地域雇用等促進法人が行う地域再生法の一部を改正する法律（平成20年法律第36号）附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第2条の規定による改正前の地域再生法（平成17年法律第24号）第5条第3項第3号に規定する事業に関連する寄附金」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第31条第1項の改正規定、第40条の5第1項の改正規定（「30,000円」を「100,000円」に改める部分に限る。）、第56条の10第1項、第68条第1項、第79条第1項及び第94条第1項の改正規定、第110条の次に1条を加える改正規定、第115条の次に1条を加える改正規定、第117条第1項及び第142条第1項の改正規定、第148条の2を第148条の3とし、第148条の次に1条を加える改正規定、第159条の4第1項の改正規定、第159条の10の次に1条を加える改正規定、第159条の12の改正規定並びに附則第4条の規定 公布の日から起算して2月を経過した日
- (2) 第1条中附則第10条の2第4項の改正規定及び附則第3条の規定 平成23年10月20日
- (3) 第1条中第39条の7及び第40条の3の改正規定、第40条の5第1項の改正規定（「または同条第6項もしくは第7項」を「又は同条第7項若しくは第8項」に改める部分に限る。）、附則第7条の4、附則第16条の3第3項、附則第16条の4第3項、附則第17条第3項、附則第18条第5項、附則第18条の2第2項、附則第18条の4第2項並びに附則第18条の6第2項及び第5項の改正規定、第2条の規定並びに次条第1項から第3項までの規定 平成24年1月1日
- (4) 第1条中附則第8条の改正規定及び次条第4項の規定 平成25年1月1日

（個人の市民税に関する経過措置）

第2条 第1条の規定による改正後の大津市市税条例（以下「新条例」という。）第39条の7の

規定は、市民税の所得割の納税義務者が平成23年1月1日以後に支出する地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の7第1項第1号及び第2号に掲げる寄附金並びに新条例第39条の7第1項各号に掲げる寄附金又は金銭について適用する。

- 2 新条例第40条の3の規定は、平成24年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成23年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 3 平成24年1月1日から同年3月31日までの間における新条例第40条の3の規定の適用については、同条第1項中「特定非営利活動促進法第2条第3項に規定する認定特定非営利活動法人及び同条第4項に規定する仮認定特定非営利活動法人」とあるのは、「租税特別措置法第66条の11の2第3項に規定する認定特定非営利活動法人」とする。
- 4 新条例附則第8条の規定は、平成25年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、第1条の規定による改正前の大津市市税条例（以下「旧条例」という。）附則第8条第1項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成24年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例附則第10条の2第4項の規定は、平成23年10月20日以後に新築される同項に規定する貸家住宅に対して課すべき平成24年度以後の年度分の固定資産税について適用し、高齢者の居住の安定確保に関する法律（平成13年法律第26号）の施行の日から同月19日までの間に新築された旧条例附則第10条の2第4項に規定する貸家住宅については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第4条 この条例（附則第1条各号に掲げる規定にあっては、当該規定。以下この条において同じ。）の施行前にした行為及びこの条例の附則の規定によりなお従前の例によることとされる市税に係るこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

議案第112号

大津市障害者自立支援法施行条例の一部を改正する条例の制定について

平成23年9月5日提出

大津市長 目 片 信

大津市障害者自立支援法施行条例の一部を改正する条例

大津市障害者自立支援法施行条例（平成18年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「第5条第17項第2号」を「第5条第18項第2号」に改める。

附 則

この条例は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第2条中障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条の改正規定の施行の日から施行する。

議案第 1 1 3 号

大津市立知的障害者通所施設条例の一部を改正する条例の制定について

平成 2 3 年 9 月 5 日 提出

大 津 市 長 目 片 信

大津市立知的障害者通所施設条例の一部を改正する条例

大津市立知的障害者通所施設条例（平成 1 1 年条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項第 2 号中「第 5 条第 1 7 項」を「第 5 条第 1 8 項」に改める。

附 則

この条例は、障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 2 2 年法律第 7 1 号）第 2 条中障害者自立支援法（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 条の改正規定の施行の日から施行する。

議案第114号

大津市医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

平成23年9月5日提出

大津市長 目 片 信

大津市医療費助成条例の一部を改正する条例

第1条 大津市医療費助成条例（昭和48年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に改める。

第2条 大津市医療費助成条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項第4号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第2条中障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条の改正規定の施行の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

議案第115号

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成23年9月5日提出

大津市長 目 片 信

大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第65号）の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「同条第6項」を「同条第7項」に改める。

第2条 大津市非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第10条の2第2号中「第5条第13項」を「第5条第12項」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成22年法律第71号）第2条中障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第5条の改正規定の施行の日から、第2条の規定は平成24年4月1日から施行する。

議案第 116 号

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

平成 23 年 9 月 5 日提出

大津市長 目 片 信

大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

第 1 条 大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例（昭和 41 年条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「第 5 条第 1 2 項」を「第 5 条第 1 3 項」に、「同条第 6 項」を「同条第 7 項」に改める。

第 2 条 大津市非常勤消防団員等公務災害補償条例の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 第 1 項第 2 号中「第 5 条第 1 3 項」を「第 5 条第 1 2 項」に改める。

附 則

この条例中第 1 条の規定は障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成 22 年法律第 71 号）第 2 条中障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 5 条の改正規定の施行の日から、第 2 条の規定は平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

議案第117号

大津市立障害者福祉センター条例の一部を改正する条例の制定について

平成23年9月5日提出

大津市長 目 片 信

大津市立障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

大津市立障害者福祉センター条例（昭和49年条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「第2条」を「第2条第1号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 8 号

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成 2 3 年 9 月 5 日 提出

大 津 市 長 目 片 信

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

大津市営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和 6 3 年条例第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 4 号ア（ア） a 及び第 2 項第 2 号中「第 2 条」を「第 2 条第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 1 1 9 号

大津市旅館業法施行令に基づく構造設備の基準に関する条例の一部を改正する条例
の制定について

平成 2 3 年 9 月 5 日 提出

大 津 市 長 目 片 信

大津市旅館業法施行令に基づく構造設備の基準に関する条例の一部を改正する条例
大津市旅館業法施行令に基づく構造設備の基準に関する条例（平成 2 0 年条例第 4 8 号）の一
部を次のように改正する。

別表第 1 第 5 項第 1 号コを次のように改める。

- コ 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成 1 4 年法律第 1 6 5 号）第 1 4
条第 1 項第 7 号の規定により設置する職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び
職業能力開発促進センター並びに職業能力開発総合大学校

附 則

この条例は、平成 2 3 年 1 0 月 1 日から施行する。

議案第120号

大津市特定旅館建築規制条例の一部を改正する条例の制定について

平成23年9月5日提出

大津市長 目片 信

大津市特定旅館建築規制条例の一部を改正する条例

大津市特定旅館建築規制条例（平成元年条例第52号）の一部を次のように改正する。

別表第4号中「収容施設」を「患者を入院させるための施設」に改め、同表第9号を次のように改める。

- (9) 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構法（平成14年法律第165号）第14条第1項第7号の規定により設置する職業能力開発短期大学校、職業能力開発大学校及び職業能力開発促進センター並びに職業能力開発総合大学校

附 則

この条例は、平成23年10月1日から施行する。ただし、別表第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第 1 2 1 号

大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例の制定
について

平成 2 3 年 9 月 5 日提出

大 津 市 長 目 片 信

大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例の一部を改正する条例

大津市風致地区内における建築等の規制に関する条例（平成 1 6 年条例第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項第 1 3 号ウ中「、有線放送電話業務又は有線放送業務（共同聴取業務）を「又は有線一般放送（放送法施行規則（昭和 2 5 年電波監理委員会規則第 1 0 号）第 2 条第 4 号に規定する有線一般放送をいい、その全てが共同聴取業務であるもの）」に、「有線放送業務の」を「有線一般放送の」に改める。

第 3 条第 2 3 号を削り、同条第 2 4 号中「による放送事業」を「第 2 条第 2 号に規定する基幹放送」に改め、同号を同条第 2 3 号とし、同条第 2 5 号から第 3 4 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第122号

大津市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例の制定について

平成23年9月5日提出

大津市長 目 片 信

大津市伝統的建造物群保存地区保存条例の一部を改正する条例

大津市伝統的建造物群保存地区保存条例（平成元年条例第59号）の一部を次のように改正する。

第7条第27号及び第28号を削り、同条第29号中「による放送事業」を「第2条第2号に規定する基幹放送」に改め、同号を同条第27号とし、同号の次に次の1号を加える。

(28) 有線テレビジョン放送（有線電気通信設備を用いて行われる放送法第2条第18号に規定するテレビジョン放送をいう。）の用に供する線路又は空中線系（その支持物を含む。）の設置又は管理に係る行為

第7条中第30号を第29号とし、第31号から第33号までを1号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第123号

大津市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例の制定について

平成23年9月5日提出

大津市長 目片 信

大津市スポーツ振興審議会条例の一部を改正する条例

大津市スポーツ振興審議会条例（昭和56年条例第2号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

大津市スポーツ推進審議会条例

第1条中「スポーツ振興法（昭和36年法律第141号）第18条第2項」を「スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第31条」に、「大津市スポーツ振興審議会」を「大津市スポーツ推進審議会」に改める。

第3条を次のように改める。

（委員）

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
 - (2) スポーツ団体の代表者
 - (3) 市民団体の代表者
 - (4) 事業者の代表者
 - (5) 教育委員会が行う委員の公募に応募した市民
- 2 前項第5号の規定にかかわらず、公募を実施しても応募者がなかったとき、又は適任者がなかったときは、同号に掲げる者のうちから委員を委嘱しないことができる。
- 3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、第1項第5号の委員を除き、再任されることができる。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の大津市スポーツ振興審議会条例第1条に規定する大津市スポーツ振興審議会（以下「旧審議会」という。）の委員である者は、改正後の第3条第1項の規定により委嘱された委員とみなす。

3 前項の規定の適用を受ける委員の任期は、旧審議会の委員となった日から起算する。

議案第124号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成23年9月5日提出

大津市長 目 片 信

- | | | |
|---|---------|-------------------------|
| 1 | 工 事 名 | 坂本小学校校舎耐震改修等工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 大津市坂本三丁目 |
| 3 | 工 事 概 要 | 耐震改修工事 一式
大規模改修工事 一式 |
| 4 | 契 約 方 法 | 受注希望型指名競争入札 |
| 5 | 契 約 金 額 | 258,000,000円 |
| 6 | 契約の相手方 | 大津市打出浜13番15号
株式会社笹川組 |

議案第125号

工事請負契約の締結について

次のとおり工事請負契約を締結することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

平成23年9月5日提出

大津市長 目片 信

- 1 工 事 名 逢坂小学校体育館改築工事
- 2 工 事 場 所 大津市音羽台
- 3 工 事 概 要 建築本体
体育館
構 造 鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）2階建
延床面積 918.63平方メートル
渡り廊下
構 造 鉄骨造平屋建
延床面積 76.92平方メートル
屋外附帯施設工事等 一式
- 4 契 約 方 法 受注希望型指名競争入札
- 5 契 約 金 額 172,515,000円
- 6 契 約 の 相 手 方 大津市大江二丁目33番3号
株式会社内田組

議案第126号

財産の取得について

次のとおり財産を取得することについて、大津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第21号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

平成23年9月5日提出

大津市長 目片 信

- 1 取得する目的 大津クリーンセンター施設用地、大津クリーンセンター廃棄物最終処分場用地、大津市サイクリングターミナル用地等
- 2 取得する財産 土地
所在 大津市大石中六丁目字休場383番7ほか57筆
面積 194,714.81平方メートル
- 3 取得する価格 540,683,861円
- 4 取得する相手方 財団法人大津市産業廃棄物処理公社

月分割して納付するものとする。

(2) 本市は、被告に対し、市営住宅の明渡しの請求を撤回し、継続して入居することを認めるものとする。

(3) 被告が第1号の分割金の支払を3回以上怠ったとき又は和解の日以降の家賃を3か月以上滞納したときは、被告は、期限の利益を失い、滞納家賃等の額の全額を一時に支払うとともに、直ちに市営住宅を明け渡さなければならない。

4 上訴の方針

判決の結果必要がある場合は、上訴するものとする。

議案第128号

専決処分の承認について

大津市市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを議会に報告し、その承認を求める。

平成23年9月5日提出

大津市長 目 片 信

専決処分した理由

現下の厳しい経済状況及び雇用情勢に対応して税制の整備を図るための地方税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第83号）が平成23年6月30日に公布され、その一部が同日から施行されることに伴い、大津市市税条例（昭和34年条例第1号）、大津市市税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第39号）及び大津市市税条例の一部を改正する条例（平成22年条例第29号）の一部を改正する必要があるが生じたが、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため、同日に専決処分した。

専決第9号

大津市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

平成23年6月30日

大津市長 目 片 信

大津市市税条例等の一部を改正する条例

第1条 大津市市税条例（昭和34年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第64条第9項及び第10項中「第349条の3第11項」を「第349条の3第12項」に改める。

第160条第2項中「第349条の3第9項」を「第349条の3第10項、第12項」に、「第26項、第27項又は第31項から第33項まで」を「又は第26項」に改める。

附則第21条第1項中「第23項、第26項、第30項、第31項、第34項、第36項、第40項、第41項若しくは第43項」を「第16項、第22項、第23項、第25項、第27項、第29項、第30項若しくは第32項」に、「第31項から第33項まで」を「第26項」に改める。

第2条 大津市市税条例の一部を改正する条例（平成20年条例第39号）の一部を次のように改正する。

附則第2条第7項、第14項及び第19項中「平成23年12月31日」を「平成25年12月31日」に改める。

第3条 大津市市税条例の一部を改正する条例（平成22年条例第29号）の一部を次のように改正する。

附則第1条第3号中「平成25年1月1日」を「平成27年1月1日」に改める。

附則第2条第4項中「平成25年度」を「平成27年度」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の大津市市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成22年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、平成23年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成22年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。